

原案可決

賛成多数

第17号発議案

第100号議案「平成28年度新潟県一般会計補正予算」に
関する附帯決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年9月26日

提出者	桜 中 小	井 村 林	甚 康 一	一 司 大	小 笠	島 原	隆 宗	義	青 皆	柳 川	正 雄	司 二
-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----

賛成者	橋 塚 藤 林	野 身 松	辺 野 島	杉 山	谷 野	田 千賀子	男 秀 雄	吉 景 三	生 修 史	子 健 子	健 子	郎 德
	高 石 佐	小 沢 尾	村 渡 星	小 上 小 渋	片 池		悦 幸 辰 洋	隆 正 峯	博 三 枝	峰 太 峰	一	義
	道 学 成 純	一 彦 洗 治	一 広 栄 登	男 雄 雄			元 治 猛	晋 之				
	原 野 横 榆	藤 村 西 斎	野 身 柄	大 石 藤	秋 大 安 青		知 芳 明					
	松 矢 富 佐	岩 金 中 帆	三 佐 高 長	志 佐 佐			千 賀 子					
	良 一 良 国	謙 佳 伸	邦 浩 久									

新潟県議会議長 早川吉秀様

第100号議案「平成28年度新潟県一般会計補正予算」に 関する附帯決議

今定例会においては、第100号議案として「平成28年度新潟県一般会計補正予算」が上程されており、新潟食料農業大学新設支援事業補助金交付決定として支援期間が平成29年度から35年度まで、限度額6億8千万円超の施設設備に係る債務負担行為が盛り込まれているところである。

大学新設に関する支援に当たっては、本県の喫緊の課題とも言うべき農業及び、その関連課題に的確に対応できる大学が県内に設置されることによって、必要とされる人材の育成に寄与することが求められている。しかしながら、その支援期間が長期にわたり、今後の予算執行の固定化が懸念されている。

よって本県議会は、当該大学の新設支援に関する予算の執行について、適時適切に民意を反映するよう求めるものである。

以上、決議する。

平成28年9月26日

新潟県議会

原案可決

全会一致

第18号発議案

私学助成の拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年9月26日

提出者 総務文教委員長 横尾 幸秀

新潟県議会議長 早川吉秀様

私学助成の拡充を求める意見書

私立中学高等学校は、建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与しているが、授業料の改定もままならない中で、少子化の進展による生徒数の減少により学校経営は一段と厳しい状況に置かれている。

公教育は、公私相まっての教育体制が維持されてこそ健全な発展がなされ、個性化、多様化という時代の要請にも応え得るものであると考えられることから、公立学校に比べて財政的基盤が脆弱な私立中学高等学校に対する助成措置の充実が必要である。

教育は国の礎であり国家百年の大計のため、国の責務として万全の措置がなされなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、教育基本法第8条及び教育振興基本計画の趣旨に則り、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、より一層の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	島理森様
参議院議長	忠一様
内閣総理大臣	達三様
財務大臣	安晋郎様
総務大臣	倍太郎様
文部科学大臣	高市早苗様
	松野博一様

原案可決

賛成多数

第19号発議案

尖閣諸島に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年9月26日

提出者	司 大	正 一	柳 林	青 小	隆 二	島 川	小 皆	島 川	柳 林	司 大
笠 中 桜	原 村 井	原 康 甚	宗 司 一	義 康 甚	直 順 二	橋 塚 藤	高 石 佐	高 石 佐	宮 橫 榆	男 秀 雄

賛成者	雄 吉 景 三	生 修 史	子 健 子	雄 雄	幸 辰 洋 隆	正 峯	博 三 枝	峰 浩 久	西 斎 柄 小 石 藤	秋 大 安 佐 佐
	三 生 修 史	史 子	健 子	雄 雄	正 峯	晋 之 元 郎	晋 之 元 郎	德 千 賀 子	藤 沢 野 井	田 山 渕 沢 藤
	子 健 子	雄 雄	雄 雄	雄 雄	博 三 枝	德 千 賀 子	知 芳 太 義	千 賀 子	藤 沢 藤	藤 沢 藤
	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	峰 浩 久	知 芳 太 義	太 義 千 賀 子	千 賀 子	山	山
	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	太 義 千 賀 子	太 義 千 賀 子	千 賀 子	木	木
	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	千 賀 子	千 賀 子	千 賀 子	島	島
	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	島	島	島	島	島
	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	田	田	田	田	田
	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	池	池	池	池	池
	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	雄 雄	重	重	重	重	重

新潟県議会議長 早川吉秀様

尖閣諸島に関する意見書

尖閣諸島周辺では、中国政府所属の公船が確認される事態が頻発するばかりでなく、領海のすぐ外側のいわゆる接続水域においては、200隻以上の中国漁船と10隻を超える公船が集結し領海侵入を行う事態も発生している。海上保安庁によれば、平成24年時点できの保有する1,000トン以上の大型公船は40隻だったものの、昨年末には3倍の120隻にまで増強されており、海上警備の現場では非常に厳しい状況が続き、東シナ海での中国の脅威は確実に大きくなっている。

中国は南シナ海域においても、自国の論理を振りかざし領有権を主張のうえ不法な埋め立てを行ったが、国連海洋法条約に基づく仲裁判断では、南シナ海での中国の領有権に関する主張を全面的に退けており、我が国においても、紛争当事国を法的に拘束する当該仲裁判断の履行を期待しているところである。

また、中国の最高人民法院が、中国の管轄海域で違法漁労や領海侵入をした場合に刑事責任を追及できるとする司法解釈を示し、それ以降、中国は自国領海と主張する尖閣諸島周辺での公船の活動を活発化させ、日本の排他的経済水域で中国公船から中国の漁船に乗組員が往来する行動も確認されている。法的拘束力を有する司法解釈が適用されることに伴い、中国が尖閣諸島周辺において多数の公船を送り込むことにより、日本船の拿捕や拘束などが懸念されている。

よって国会並びに政府におかれでは、南シナ海域における中国への対応に苦慮している関係諸国をはじめ国際社会と連携を図りながら、中国に対し国際法の遵守を求めるとともに、尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明白であることを踏まえ、我が国の領土保全はもとより地域の平和と安定の確立のために国際司法裁判所への提訴など踏み込んだ措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
内外務大臣	岸田文雄様
国土交通大臣	石井啓一様
国防衛大臣	稻田朋美様
内閣官房長官	菅義偉様
海洋政策・領土問題担当大臣	松本純様

原案可決

贊成多數

第20号発議案

竹島の不法占拠の解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年9月26日

提出者 小笠 桜 島 原 井 義 甚 隆 宗 一 青 皆 柳 川 正 雄 司 二 村 林 中 小 康 一 司 大

男秀雄吉景三生修史子健子雄雄
悦幸辰洋隆正峯 博三 峰浩久
崎尾井川藤沢野井田山渕沢藤藤
宮横榆西斎柄小石藤秋大安佐佐
揮健之一修昭郎夫夫晋之元郎徳子
直卓林孝二惇伊佐知芳太義千賀
橋塚藤林野身松辺野島杉山木島田
高石佐小沢尾村渡星小上小青小池
道学成純一彦洸治一広栄登男猛広
良一 良国 謙佳伸 邦 隆
原野樺藤村谷野莉富藤倉部田野川
松矢富佐岩金中帆三佐高長志片重

新潟県議会議長 早川吉秀様

竹島の不法占拠の解決を求める意見書

竹島は、歴史的にも、国際法上も島根県に属する我が国固有の領土であるが、長期間にわたり韓国による不法占拠が続いている。

このような状況の中、日本政府の強い抗議にもかかわらず、8月15日には韓国の超党派の国会議員団が竹島に強行上陸した。慰安婦問題をめぐる日韓合意後、両国においては関係改善の兆しも見えてきた中で、日本政府の事前抗議を無視する暴挙に対し、それを看過する韓国政府の対応に強い憤りを覚えるところである。

竹島問題の解決には、日本政府が毅然とした外交交渉を行うことはもとより、当該問題に対する正しい理解の普及に努め、我が国固有の領土であるという認識を国民全体に浸透させていく必要がある。

よって国会並びに政府におかれでは、竹島が我が国固有の領土であるとの意識の醸成を図るとともに、韓国による竹島の不法占拠の解決に向けて、あらゆる方策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	島理	森様
参議院議長	達忠	一様
内閣総理大臣	安倍晋	三様
内外務大臣	岸文	雄様
国土交通大臣	石井啓	一様
防衛大臣	稻田朋	美様
内閣官房長官	菅義	偉様
海洋政策・領土問題担当大臣	松本	純様

原案可決

全会一致

第21号発議案

北朝鮮によるミサイル発射、核実験に抗議するとともに
日本人拉致事件の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年9月26日

提出者 小島 隆 青柳 正司 中村 康司
笠原 義宗 皆川 雄二 小林 一大
桜井 甚一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 早川吉秀様

北朝鮮によるミサイル発射、核実験に抗議するとともに 日本人拉致事件の早期解決を求める意見書

北朝鮮による度重なるミサイル発射及び5度目の核実験を受けて、国連安全保障理事会は9月9日に緊急会合を開き、北朝鮮の当該行為に対し強く非難する声明を全会一致で採択した。我が国を含む関係諸国及び国際社会は、これまでにも北朝鮮に対し関連の安保理決議を誠実かつ完全に実施し、核実験や弾道ミサイルの発射などの挑発行為を決して行わないよう繰り返し求めてきたところであり、今回の北朝鮮の核実験の強行は断じて容認することはできない。

北朝鮮による一連のミサイル発射や核実験の強行は、我が国の安全に対するより重大な脅威であるとともに、北東アジア地域に限らず広く国際社会の平和と安全を大きく脅かす行為にほかならず、本県議会は、このたびの北朝鮮による暴挙に対し、強く抗議するものである。

また、拉致被害者家族の方々は、北朝鮮の一連の行動に大きな憤りを感じている一方で、解決への道が遠くなつたのではないかとの懸念を募らせており、政府においては、むしろこのたびの暴挙に対する強い制裁が被害者救出の糸口となり得ることを踏まえ、解決に向けたあらゆる方策を講じていくことが求められている。さらに、朝鮮半島と北東アジアの平和と安定を維持するためにも、北朝鮮の動向を厳重に監視するとともに、このような暴挙に対して、関係諸国のみならず平和を希求するあらゆる国々と連携のうえ、強力な制裁措置を講じていく必要がある。

よって国会並びに政府におかれでは、我が国としての強い意思をもって関係諸国、さらには国際社会に対し強力な制裁措置の発動を働き掛けるとともに、行動対行動、対話と圧力という基本原則を踏まえ、横田めぐみさんをはじめとする全ての拉致被害者の救出に向けた対策を早急に講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	島理森様
参議院議長	忠一様
内閣総理大臣	三達晋様
外務大臣	雄安倍田様
防衛大臣	文岸稻田様
内閣官房長官	朋大稻田様
拉致問題担当大臣	義曾藤勝信様

原案可決

全会一致

第22号発議案

地域の実情に応じた公共事業予算の配分に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年9月26日

提出者 小島 隆青 柳 正 司 中村 康 司
笠原 義宗皆 川 雄二 小林 一 大
桜井 甚一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 早川吉秀様

地域の実情に応じた公共事業予算の配分に関する意見書

安倍総理は内需を下支えできる総合的かつ大胆な経済対策を実施する考えを示し、それを踏まえ、先般、地方の景気回復を目指した4兆円超の第2次補正予算案が閣議決定された。我が国においては、インフラ施設の老朽化が進み、国民の安全・安心を確保する観点からも、道路をはじめとする社会基盤の維持管理や更新に係る十分な予算の確保が喫緊の課題となっている。

また、本県においては、多くの中山間地域と急峻な地形を有しております、防災対策に寄与するとともに、住民の安全・安心の確保に資する道路整備や河川改修等に係る公共投資が強く望まれております、国は、その責任において住民生活に密着した公共事業予算を確保し、地域の実情に即して配分していくかなければならない。

よって国会並びに政府におかれましては、財政支出拡大を通じた景気回復の手法として、地域住民から要望の強い道路や河川等の改修・整備事業などの公共事業予算の確保を図るとともに、地域の実情に応じた配分を行い、地方経済の活性化に資する措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	島理森様
参議院議長	忠一様
内閣総理大臣	三晋様
財務大臣	太郎様
国土交通大臣	石啓一様

原案可決

贊成多數

第23号発議案

国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年9月26日

提出者 小笠 桜 島原 井 隆宗 義甚 青皆 柳川 正雄 司二 村林 中小 康一 司大

賛成者 悅幸辰洋 隆正峯 博三 峰浩久
崎尾井川藤沢野井田山渕沢藤藤
宮横楡西斎柄小石藤秋大安佐佐
揮健之一修昭郎夫夫晋之元郎徳
直卓林孝二惇伊佐知芳太義一賀子
橋塚藤林野身松辺野島杉山木島田
高石佐小沢尾村渡星小上小青小池
道学成純一彦洸治一広栄登男猛庄
良一 良国 謙佳伸 邦 隆
原野樺藤村谷野苅富藤倉部田野川
松矢富佐岩金中帆三佐高長志片重

新潟県議会議長 早川吉秀様

国政選挙における選挙区定数等の見直しに関する意見書

最高裁の「違憲状態」との判決を受け、参議院選挙における一票の格差是正のため、鳥取県と島根県、徳島県と高知県で合区、本県をはじめ宮城県、長野県は定員半減、北海道、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県の定数を増員する、いわゆる10増10減の定数見直しが行われ、7月には、見直し後初めて選挙が実施された。また、衆議院選挙に関しても定数の10削減と併せて一票の格差も是正するため、小選挙区0増6減、比例代表0増4減を先行して実施することとなっており、本県が属する北陸信越ブロックは1議席減となる。

一票の格差是正を否定するものではないが、地方創生が叫ばれる中で、人口が少ない県の合区や数合わせのための定員削減などは、小手先の格差是正措置でしかなく、根本的な問題解決とならないばかりか、地域の代表である国会議員がいなくなるという弊害が大きな問題となっている。

このたびの参議院選挙結果では、本県の候補者が最少得票数の当選者である山梨県の候補者の約3.2倍の55万8,150票も獲得しながら、全国最多得票での落選者となっており、同じく減員された長野県の候補者も本県に続き、全国2位の得票数を獲得しながら落選者となっている。加えて、本県と比して面積でも人口でも約3分の1の福井県が、山梨県に続いて2番目に少ない得票数で当選者を輩出しており、10増10減し、合区も導入して一票の格差を縮小したものの、依然として選挙区によって大きな開きがあることが証明されている。合区については、都道府県ごとの民意が国政に届かなくなることから、解消を求める声が出ていること、さらには、憲法を改正して参議院議員を都道府県ごとの代表に位置づけるなど大幅な制度の見直しが必要だという声もあり、それらを踏まえた対応が求められている。

よって国会並びに政府におかれでは、その場しのぎの改革ではなく、地方公共団体や国民の声を聞きながら十分な議論を行い、衆参両議院のあり方を含め抜本的な選挙制度改革を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

新潟県議会議長 早川吉秀

衆議院議長	島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様

原案可決

全会一致

第24号発議案

指定生乳生産者団体制度改革に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成28年9月26日

提出者 皆川 雄二 小島 隆青 柳 正司
中村 康司 笠原 義宗 小林 一大
桜井 甚一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 早川吉秀様

指定生乳生産者団体制度改革に関する意見書

本年3月末に開催された政府の規制改革会議ワーキングにおいては、国が生乳の集荷・販売を担う全国10団体を指定し、酪農家が販売を委託する指定団体制度が機能不全に陥っているとして、事実上、流通自由化すべきと提言されたところであるが、5月19日に取りまとめられた規制改革会議の「規制改革に関する第4次答申」では、今秋までに指定生乳生産者団体制度の抜本的改革について検討し、結論を得るべきとされたところである。答申には、生乳生産者の苦労が所得面で報われておらず、その要因として生産・流通構造の問題から所得還元につながっていないなどの認識が示され、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、当該制度の是非、現行の補給金の交付対象のあり方についても検討のうえ、結論を導出すべきとも明記されているところである。

生乳は日持ちせず、すぐに冷蔵保存しないと腐敗するため、迅速な処理が必要で経費がかかることから、国は指定団体制度を制定しており、また、牛乳や乳製品の原料となる生乳価格の乳価は、加工用は飲用に比べ取引価格が低いため、チーズやバター、脱脂粉乳など乳製品向けの生乳を出荷した酪農家へ補給金を給付し、収入を安定させ、再生産ができるよう支援する制度である。指定団体は、低コストで生乳を集め個々の生産者では弱い乳業メーカーへの交渉力を高める役割を果たすとともに、飲用の需給状況に合わせて地域間調整を行い、乳製品向けへの配分量を決めており、指定団体が酪農家から一括して生乳を集め、販売委託を受けてメーカーとの価格交渉を担うことができるため、実態は指定団体経由の取引がほとんどを占めている状況にある。

現行制度の廃止により販売先が自由に選択できるようになれば、飲用と加工用の需給バランスが崩れる可能性が指摘されるとともに、都市圏に近く飲用生乳の需要がある生産者と都市圏から遠く加工用に限られる生産者との間に収入の格差が生じるなど、価格競争力の弱い中小酪農家の経営が圧迫されることが懸念されている。制度に頼る生産者の多くは消費地から離れた零細経営体であり、特に本県や東北の酪農家は条件不利地域であることから、現行制度の廃止は酪農の廃業に直結する問題であり、大きな不安を抱いているところである。

よって国会並びに政府におかれては、指定生乳生産者団体制度の検討に当たっては、酪農を取り巻く現状を見据え、生乳の安定的な乳価と効率的な輸送や販売へ大きく寄与している実態を理解したうえで、酪農家が安心して経営を行うことにより、安全で安心な牛乳や乳製品の安定的な供給が維持できることを第一義とした見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

新潟県議会議長 早川吉秀

様 様 様 様 様

森 一 三 二 三

理 忠 晋 有 幸

島 達 倍 本 本

大 伊 安 山 山

長 長 臣 臣 臣

議 議 大 大

院 院

總 理 產

閣 林

水 产

衆 參 内 農

規 制 改 革